

入札に関する質疑

件 名	(物品) 7826_海老名市役所本庁舎駐車場管制機器等賃貸借		
受付日	質疑		回答
4/25	1	■仕様書6 賃貸借の機器名称及び数量等 割引認証機はQR認証と御座いますが、システムの利用フローは、 ① QRコードが印字された駐車券を発行 ② 認証機でQRを読み取り認証を行う といった形になりますでしょうか。 また、同等機能以上のスペックを有すれば、認証方法はQR認証でなくてもよろしいでしょうか。 ■仕様書7 賃貸借に含まれる付帯内容 駐車場管制装置等の設置積算に際して、当該駐車場の平面図をCAD/PDFデータにてご提供ください。 ■仕様書8 管制機器等の設置(1)セ 「別工事と設置時期が重なる場合～」と御座いますが、現時点で予定されている別工事の内容及び工程を開示ください。 ■仕様書8 管制機器等の設置(1)ソ 「各種キャッシュレス決済～」と御座いますが、クレジットに加え、いわゆる交通系電子マネーに対応すればそれ以上の対応は不要となりますでしょうか。 ■仕様書8 管制機器等の設置(2)ア 「必要な手続き～」と御座いますが、具体的に二次側電気工事に際して必要な手続きはどのようなものを想定すればよろしいでしょうか。 以上	■システムの利用フローはそのとおりです。 同等機能以上のスペックを有する場合は、QR認証でなくても構いません。 ■配置図(参考図)のPDFデータを提供します。 ■現時点で予定している別工事は以下のとおりです。 ①駐車場南側芝生広場の保育園建設工事 (予定工期：4月から8月下旬) ②駐車場のアスファルト整備工事 (予定工期：6月上旬から9月下旬) ■対応不要となります。 それ以上の対応がある場合は協議の上決定します。 ■受注者決定後、二次側電気工事について、本庁舎電気主任技術者と協議を行うことを想定しております。

5/2	1	質問 1 7 貸貸借に含まれる付帯内容 (1) 駐車場管制装置等の設置についてですが、入口および出口ゲートにおいて、機器を設置するコンクリート基礎については事業者負担となりますでしょうか。 質問 2 8 管制機器等の設置 (1) 駐車場管制機器等の使用 ウ についてですが、庁内で減免処理をした車両については、事前精算や精算機での操作をせずに、出口ゲートにおいて自動でゲートが開く仕組みという理解でよろしいでしょうか。 質問 3 9 管制機器等の保守等 (1) 管制機器等の保守業務 ケ 「通信エラー時などは無料サービス券の発行も可能とする」とありますが、QR 認証機の通信エラー時は、認証機端末からサービス券を発券する機能をもたせるという理解でよろしいでしょうか。	質問 1 そのとおりです。 質問 2 そのとおりです。 質問 3 そのとおりです。
-----	---	--	--

5/7	1	1. 紙入札書を提出する場合、封筒に入れるのは入札書と内訳書の二点でよろしいでしょうか。委任状は不要でしょうか。 2. 賃貸借契約書を事前に開示していただけないでしょうか。 3. 動産総合保険の保険金額については、一般的な条件(保険金額は物件の購入金額をもとに経過期間に応じて逡減する)で賃貸人はその保険金額の範囲内で費用の負担をするという認識で宜しいでしょうか。 4. 仕様書「9 管制機器等の保守等」の(1)(4)(5)などリース会社が実施できない業務は第三者に再委託を行います。その場合は事前に再委託承認申請を行えば問題ないでしょうか。 5. 仕様書「11 その他」(1)にリース満了時の機器撤去について記載ありますが、機器の取外し、解体作業は貴市にて対応いただけるのでしょうか。またデータ消去については仕様書に記載ないため、受注者に消去義務はない認識でよろしいでしょうか。 6. 入札広告に「9 契約の締結について」の(4)に契約保証金の納付に関する記載がありますが、第 42 条に「契約者が過去 2 年間に本市又は国若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、これらすべてを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。ただし、工事請負金額が 500 万円以上の場合は、この限りでない。」とあります。参加資格申請時に「履行実績」を提出しているため既に契約保証金の納付は免除されている、という認識でよろしいでしょうか。 7. 紙入札書にはリース料総額(消費税等抜)を記載する認識でよろしいでしょうか。	① 入札書のみとなります ② 別添のとおりになります。なお、案となりますので変更となる可能性がありますのでご了承ください。 ③ 動産保険は一般的な条件でも構いません。 費用負担については、保険金額範囲内での負担ではありません。受注者の責任において、機器が良好に利用できる状態を保ってください。 その他、費用負担については、仕様書に記載のとおりです。 ④ 事前協議の上、再委託承認申請を提出していただければ問題ございません。 ⑤ 機器の取り外し、解体については本契約に含まれていません。リース満了時のデータについては、個人情報保護に関する法律に基づき、消去してください。消去時期等については、協議の上決定とします。 ⑥ 参加申請時に提出していただいております実績とは別になります。 契約保証金の免除については、同ページ上部に添付しております「入札説明書 契約保証金の取扱い」をご覧ください。 ⑦ 金額は、消費税及び地方消費税を除いた期間全体の総額を記入してください。
-----	---	---	--

5/15	1	1. 仕様書「11 その他」(1)にリース満了後の撤去について、以下の記載がございます。 「受注者が設置する機器については、本契約終了時に撤去のうえ回収を行うこと。ただし、協議の上撤去不要とした場合は、この限りではない。」こちらについて質問します。 ① 撤去作業について、弊社は設置場所から機器を運搬することは可能ですが、機器の取外し、解体は対応できません(必要に応じて対応できる業者に委託します)。先の質問回答にて、機器の取外し、解体作業は本契約に含まれていない、と回答ありますが、リース会社が機器の取外し、解体作業を行う必要は無い、という認識で宜しいでしょうか。 ② 「協議の上撤去不要とした場合」とありますが、どのような場合を想定されていますでしょうか。	①機器の取外し、解体作業は本契約に含まれておりません。機器の取外し、解体にあたっては、受注者と必要な協議を行います。 撤去、回収については仕様書記載のとおりです。 ②譲渡や再利用を想定しております。
------	---	--	--